

消費者保護のための啓発用デジタル教材
開発に向けた有識者会議
第3回議事録

消費者庁新未来創造戦略本部

第3回 消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議

1. 日 時：令和3年3月22日（月） 14:00～16:00
2. 場 所：消費者庁新未来創造戦略本部 会議室 （ウェブ会議：オンライン参加可）
3. 議 題
 - ・意見交換
4. 出席者
 - (委員)
坂本委員（座長）、阿部委員、稲倉委員、齋藤委員、坂倉委員、
坪田委員、西村委員、野本委員、藤川委員

 - (消費者庁)
坂田審議官、内藤消費者政策課長、谷口政策調査員

 - (オブザーバー)
文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課、
消費者庁消費者教育推進課、徳島県教育委員会 学校教育課、徳島県消費者政策課

○事務局（名蔵）定刻となりましたので、第3回「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」を開催いたします。なお、今回は、本年度最後の会合となります。

構成員の皆様には、本日御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、前回に引き続き、司会進行をさせていただきます、消費者庁新未来創造戦略本部、名蔵 と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本会議は、新型コロナウイルス感染症に配慮いたしまして、ウェブ会議システムを用い、構成員の皆様、また東京の消費者庁会議室、徳島の新未来創造戦略本部をつないでおります。

また、9名の方に傍聴参加の登録をさせていただいております。

委員及びオブザーバーの皆様、こちらの音声は聞こえますでしょうか。

【各委員にホストからの音声聞こえているか確認】

○事務局（名蔵）それでは、これからの進行は、坂本座長をお願いいたします。

○坂本座長 よろしく申し上げます。

まず、配付資料の確認をいたします。

事務局から、説明をお願いします。

○事務局（名蔵）配付資料の確認をいたします。

資料1 「（初校）パワーポイント教材（案）」

資料2 「令和2年度 パワーポイント教材の活用について（案）」

資料3 「令和3年度におけるデジタル教材開発事業の進め方について（案）」

参考資料1 「委員の皆様からの主なご意見等（第2回有識者会議）」

以上が、本日の資料でございます。

委員の皆様、資料はおそろいでしょうか。

なお、本会議は公開で行っております。会議資料及び議事録等については、後日、公開されますこと、あらかじめ御了承ください。

○坂本座長 それでは、議事を進めます。

本日の議題は、

・「令和2年度 パワーポイント教材について」

・「令和3年度 デジタル教材について」

以上の2点です。

それぞれの資料説明を行った後に、意見交換等の時間を設けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に「パワーポイント教材」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（名蔵）今年度作成いたします「パワーポイント教材」について、御説明します。

資料については、関連するページを画面共有いたします。お手持ちの資料と併せて御覧いただければと思います。

方が一、画面共有ができない場合は、恐れ入りますがお手持ちの資料を御覧ください。

こちらは、これまでに委員の皆様方から頂きました御意見等を反映させた、「初校版」として作成途中のものです。

この教材は、前回、坂本座長から御説明いただいたとおり、令和4年度から年次進行で実施される高等学校家庭科学習指導要領と対応させており、主に授業の導入部等でトラブル事例を示す補助教材として御活用いただく事を想定しております。より生徒や学生等の関心をひきつけられるようイラストを挿入するなどの工夫をし、現場の先生方が活用しやすいように「自由にカスタマイズできる。(イラスト・写真は教育目的で自由に流用できる。)」ということを一に考えて制作しました。

また、令和4年4月1日からの成年年齢の引下げに伴い、18歳～19歳の消費者トラブルの増加も懸念されることから、大学生や社会人等の若年者を含む、幅広い世代の消費者に対して活用していただきたいと考えております。

それでは、内容の説明をいたします。

まず、タイトルですが、内容がイメージしやすいように「デジタル消費生活へのスタートライン」としました。

2ページ目は「はじめに」として「近年、パソコンやスマートフォンを始め、多種多様なデジタル機器・サービスが生まれています。デジタル技術の活用『デジタル化』によって、私たちの日常生活はとても便利になっています。しかし、便利な機能も正しく活用しなければトラブルにつながるおそれがあります。

本教材は、若年者を中心とする消費者が、デジタル社会における消費者トラブルから自身を守るために必要な知識を身に付けることを目的として、高校生の授業やその他の消費者教育の実践に役立つ教材として活用していただけるように作成しました。」と、この教材の背景となる「目的」を記載しております。

3ページ目は「教材の目的と特徴」を簡単に記載しております。

4ページ目は目次です。

大項目として、

- ・「責任ある意思決定・広告や表示への批判的思考」
- ・「発信者としての消費者と情報管理」
- ・「多様な購入方法と契約ルールを理解」
- ・「製品事故の予防、消費者相談窓口の活用」
- ・「消費者保護制度（未成年者取消、クーリングオフ、消費者契約法）、消費者相談窓口の活用」
- ・「多様化する支払い方法、キャッシュレス決済の利便性と問題点」
- ・「経済の管理や計画」

とし、それぞれの項目ごとに関連しているトラブル事例を同色で色分けしています。

次に、この「活用方法例<参考>」ページは、頂いた御意見を踏まえて追加いたしました。

より身近な教材として活用してもらうために、

- ・「高等学校の家庭科等の授業における、補助教材としての活用」
- ・「大学生や社会人等の若年者を対象とした活用」
- ・「幅広い世代の消費者による利用促進」

など、具体的な活用方法を記載しております。

なお、現在ここに記載している活用方法例は、後に御説明する本会議資料の「資料2」に記載しております「活用についてのイメージ」から引用しているため、委員の皆様からの御意見を踏まえて、今後、記載内容を修正して参ります。

次に、6ページは「(参考) 社会への扉との関連」と題しております。

当教材は「デジタルに関するトラブル事例」に特化したものですが、当庁で作成し、既に副教材として教育現場に浸透している「社会への扉」との関連性を示すページを入れることで、併せて活用していただくことを期待しております。

続いて、7ページからは事例についてです。

先ほど、目次で御紹介した大項目のページを入れ、ノート部分に項目の要旨や要点を記載しています。

例えば、「責任ある意思決定・広告や表示への批判的思考」の項目では、

(7ページ：ノート部分)

高等学校家庭科学習指導要領 家庭基礎：C(2)家庭総合：C(2)。
消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性、生活情報の収集・整理。
消費者が注意を払えば回避できそうなトラブルや、安易な意思決定による失敗を中心に紹介。
意思決定の前には、しっかり生活情報を収集・整理し、その上で、現時点の自分にとって最善と思われるものを選択する、意思決定することが消費者として重要であることを学ぶ。安易な意思決定がトラブルを引き起こすきっかけになることに注意をうながす。

として、「学習指導要領との関連性」と、この項目にあるトラブル事例の「ねらい」について記載しています。

次に、事例について見ていただきたいと思います。

まず、例として、8ページを御覧ください。

(8ページ：事例“無料のライブ配信で・・・”)

このように、事例ごとにタイトルページを入れ、その後、9ページから11ページのようにイラストメインのトラブル事例を作成しております。

(9ページ)

先月、大好きなアーティストの無料ライブ配信があった。直接メッセージを伝えることができるので、何度も投げ銭を行った。

(10ページ)

父が怒っている。クレジットカードに50万円も請求が来たというのだ。明細を見ると、請

求は先月のライブ配信を行っていた会社からだった。

(11ページ)

無料配信だったはずなのにおかしい。確認したら、投げ銭が1回1万円だった。そんなに高額だったと知っていたら、ほどほどにしたのに・・・。

このように、トラブルが起きるまでを1シーン1スライドにすることを心掛けて作成しております。

事例の最終ページには、ノート部分を活用し、事例についての説明や注意事項、対処法などを簡単に記入しております。

(11ページ：ノート部分)

この事例でいいますと、

アプリ内で課金を繰り返し、保護者名義のクレジットカードに対して高額な請求が来るトラブルが増えている。

無料でダウンロードできるアプリでも、アプリ内で課金対象の機能等がある場合もあるため注意が必要。

困ったときや不安に思う場合は、最寄りの消費生活センターや消費者ホットライン188へ。

【参考】として、関連した事例等について、主に国民生活センターのウェブページを紹介しています

続く「SNSでイチオシの商品が・・・！」と「ネット広告で人気No.1だったのに・・・！」の事例についても同じく、1シーン1スライドを心掛けて作成しております。

(12ページ)

SNSでイチオシの商品が・・・！

(13ページ)

好きな芸能人がSNSでアクセサリーをオススメしている。可愛いのでスマホで注文してみた。

(14ページ)

少し高額だったのに、届いてみた商品は、何だか安っぽい。

(15ページ)

週末にショッピングモールに行ったら、可愛いアクセサリーがたくさん売られていた。手ごろな値段のものもあった。

ノートの部分には、

一つだけの情報や周りの意見に惑わされず、多面的な比較と検討が必要（友人、親などに聞いてみるなど）。

自分にとって本当に必要なものかどうか考えて購入しよう。

など、注意点や参考ウェブページを記載しています。

(16、17ページ)

続いて「ネット広告で人気No.1だったのに・・・！」ですが、
脱毛エステの比較サイトを見ると、人気ランキングナンバー1のお店は、通える場所だし、
料金もお手頃、無料カウンセリングで相談できるので、申し込んでみた。

(18ページ)

サロンに行くと、今すぐに施術を受けるべきだと力説された。「キャンペーンは今だけ！
人気があるけど、予約は必ず取れます！」と言われ、20回コースを契約してしまった。

(19ページ)

何回か施術を受けたけれど、ヒリヒリ痛くて我慢できない。「もうやめたい」と申し出たら
「支払い済み料金は返金できない」と言われた。

ノート部分には、

メリットのみが強調されたネット広告、SNS広告やホームページを見て契約したが、期待
した効果が得られなかったり健康被害に遭う等のトラブルが増えている。
他にも、不安をあおられて高額な契約をしてしまうケースや、解約を申し出たら高額な解
約料を請求されるケースがある。
事前に情報収集を行い、痛みややけど等のトラブルが起きる可能性があることを理解し、
自分に合った施術を選ぼう。
また、施術を受ける前には、エステや医療機関で十分な説明を求めよう。

と、注意やアドバイスを記載しています。

(20ページ：ネット広告 その他の事例)

そのままページをめくっていただき、「責任ある意思決定・広告や表示への批判的思考」
の項目の最後になります、「ネット広告 その他の事例」を御覧ください。

前3つの主な事例は4コマ漫画風としておりましたが、そのほかに、多く発生している類
似の事例を、イメージ図で簡単に説明しています。こちら、ノート部分には事例について
の説明や注意事項、対処方法などを簡単に記入しております。

以降の項目についても、同様の形式で作成しております。

次に、少しイレギュラーなスライドについて御説明いたします。

(53ページ)

53ページをご覧ください。こちらの項目は「多様な購入方法と契約ルールを理解」とい
うことで、定期購入やインターネット通販、CtoC取引についての事例をまとめています。

その中で、最近、利用者が増加傾向にあって特に重要であると思われる「CtoC取引を利用
するときの注意点」をスライド1枚に記載しました。

(62ページ)

続いて、62ページを御覧ください。

こちらは「製品事故の予防、消費者相談窓口の活用」の項目として、製品安全に関するト

ラブル事例をまとめています。

このページには、経済産業省から御提供いただいた製品の発火の様子が分かる実験映像を載せています。一度映像を流してみますので、画面を御覧ください。

【動画再生】

(63、64ページ)

63、64ページにも、経済産業省から御提供いただいた写真を載せています。

実際の映像や写真を見ていただくことで、製品事故による危険性を学んでいただけるのではないかと考えております。

これらのスライドのノート部分で、御協力いただいた経済産業省やその他の関係機関のURLを紹介しております。

(85ページ)

85ページ、「経済の管理や計画」の項目を御覧ください。

この項目では、最近特に、大学生などの間で増加傾向にあるトラブルについてまとめています。高校生のトラブルとしてはあまり多くないようですが、高校を卒業した後の若年者がトラブルに遭う事例として多くなっています。このような事例を目にすることで、注意を促すきっかけになればと期待しております。

このパワーポイントにはトラブル事例だけをまとめておりますが、近年、若年者の間で増えているトラブル事例を示すことで、身近なところに危険が潜んでいることを伝えながら、問題意識をしっかりと持たせ、トラブルの回避や解決方法を考えてもらい、思考力・判断力を養う題材として扱うことを想定しています。

時間の関係で全ての事例について御説明できませんでしたが、お手元の資料で確認いただき、内容や構成について問題がないかなど、意見等をいただきたいと思います。不明な点がございましたら、この後の意見交換時または会議後3月24日（水曜日）までにお問い合わせいただけますと幸いです。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、「資料1」の説明は以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

それでは、事務局が作成中の「資料1：（初校）パワーポイント教材（案）」について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

内容や構成などについて、気になる点や御質問などがあれば、お願いいたします。

阿部委員、いかがですか。

○阿部委員 私どもは、現場でこのような事例を毎日のように見聞きしているのですが、学校の先生方がこの教材を見たときに、すぐに分かるのかなと少しだけ心配になりました。

また、いろんな事例が記載されていて、よいと思ったのですが、毎日のように違った重要な事例が出てくるので、常に新しいものに変えていくことも必要だと思いました。

○坂本座長 現時点で、ここの構成を直したほうが良いという御意見はございませんか。

○阿部委員 指導要領に基づき制作しているので、学校の先生方が使いやすいような構成

になっているのだろと思っています。

○坂本座長 この教材のスライド順番は、自由に入替え可能になっております。

では、現場の先生、西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 前回のパワーポイント教材（案）の一覧を見たときに、たくさんの事例が載っていると思ったのですが、目次のページが作成されており、すごく分かりやすくなったと感じました。

また、問題点が事例ごとに整理されており、見やすく、教育の現場としては助かるというのが感想です。

もし、目次のところを押したらそのページに飛んでいくリンクがあると、短時間で探せて、授業の準備がしやすいと思いました。

○坂本座長 ありがとうございます。

このパワーポイント教材は、1つのファイルになっていて、膨大な容量となっています。でも、1つになっているのでリンクの設定もできると思います。

しかし、容量のことを考えると、消費者庁のホームページには項目ごとにファイルを分割する形で掲載しておいたほうがいいのか、または、両方のファイルを掲載するのがいいのか、検討が必要ですね。

野本委員、いかがですか。

○野本委員 事例一つ一つは短くて、たくさん盛り込まれているので、生徒の実態に合わせて内容を選べるのでよいと思いました。

また、ノート部分に概要や注意点などを記入していただいております、生徒に伝えなければいけない内容も再確認できるので活用しやすいと思いました。

実際に自分が授業の導入部分で使用すると考えた場合、1つの事例を見て、その後どのような授業を進めていくかと考えてみました。

「どうすればよかったと思うか?」「何が問題だったのだろうか?」など、問いかけをするのか、もしくは、「こんな問題点がありますね」「こういうところが駄目だったね」と説明してしまうのか、それぞれの先生方で選んでいただきやすいと思います。

強いて言えば、生徒自身に解決方法を考えさせたりするのであれば、その場面の最後に、「どこが問題だったのだろうか?」とか、「どうすればよかったのだろうか?」というまとめのスライドがあってもいいのではと思いました。

○坂本座長 ありがとうございます。

稲倉委員、いかがですか。

○稲倉委員 スライドの83ページに書かれているリボ払いのことですが、ほとんどの学生が、そもそもリボ払いが何かということを理解していないと思います。

ですので、例えば、クレジットカードの仕組みや、支払方法、どれぐらいの金利がかかっているのかなどの説明がもう少しあったほうがよいと思いました。

○坂本座長 ありがとうございます。

齋藤委員、いかがでしょうか、何かお気づきの点とか、ございませんでしょうか。

○齋藤委員 よろしくお願ひします。

いろいろと幅広いテーマが取り扱われておりますが、イラストも含めてよくまとめられているなというところが率直な感想でございます。

それで、先ほど、分割したほうがいいのかというお話が出ておりましたが、最初に出てきた「社会への扉」と関連した項目（例えば“契約”とか）で分割するのが、一番分かりやすいのかなとは思いました。

もう一点、非常に細かいところで恐縮なのですが、53ページのフリマアプリの関連のところは、弊社（株式会社メルカリ）の教材の部分、恐らく一部利用していただいたのかなと思ひますが、ここに関しましては、大事なところ、注意点を網羅されているかと思ひますので、この点は、問題ないと思ひております。

一方で、58ページ以降の製品安全に関わるところでございますが、こちらは、ノートについて、例えば、「ネットショップでは・・・」という書き方をされていると思うのですが、ネットショップにあまり限るところでもないのかなと思ひておまして、一般でも、例えば、中古品などもありますので、「ネットショップだけではない」というような言い方が含まれるといいと思ひました。

もう一点、さらに細かいところで恐縮なのですが、61ページです。こちらに「人的被害につながるトラブルがあるので・・・」というふうに、書かれていたかと思うのですが、この人的被害のところは、CtoC取引で、これまで起きたのかという事例を、私はあまり細かいところまで把握できていないのですが、この辺りの事実関係がどうなのかということは確認しておいたほうがいいと思ひます。

私が気になった点については、以上となります。

○坂本座長 ありがとうございます。

ご指摘のありました記載内容につきましては、表現を慎重にしたいと思ひます。

確か、「BtoC取引で買った格安バッテリーで住宅が全焼してしまった」という事例は報告されているということですが。

○齋藤委員 そうですね、被害につながるトラブルが、可能性と書かれるのか、もしくは事実として書かれるのかということで、考慮が必要なのではないかと思ひました。

○坂本座長 重要な点の御指摘です。ありがとうございます。

○坂本座長 では、名簿の順番に御発言をしていただこうと思ひます。

坂倉委員、いかがですか。

○坂倉委員 坂倉でございます。

私のからは、感想と意見を述べさせていただきたいと思ひます。

全体的に、非常に分かりやすく、見やすく、よい教材になってきたと思ひます。特に、「社会への扉」との関連のスライドとか、あるいはCtoC取引の利用時の注意事項などは、非常に大事なスライドだと思ひました。

その上で、気づいた点を3点申し上げるのですが、1点目は、個別の案件になりますけれども、先ほどお話ししたCtoC取引の利用時の注意点のような、ちょっとしたまとめのスライドが必要だと思います。特にここは重点的に気をつけていただきたいというようなもの、例えば、クーリングオフやデジタル・プラットフォームの利用についてなど、CtoC取引以外にも大きなテーマについては、まとめのスライドがあると分かりやすいのではと思いました。

2点目は、最後のスライドですが、「参考にした資料等（出典）」で突然終わってしまうので、締めをもう少し強調した、終わりらしいスライドがあったほうが良いと思います。

3点目に、全体的にボリュームがかなり多いように感じました。この教材をどう使うのが今後の課題になるかと思しますので、簡易版を作りやすい、チョイスしやすいような工夫や、手引書・解説書のようなものを添えて、たとえこれを全部使わなくても、抜粋して時間に合わせて使えるような形で推進していただくとよろしいかなと思いました。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

貴重な御意見をいただきました。まとめのスライドのことですが、事務局で対応いたします。

坪田委員、いかがですか。

○坪田委員 坪田でございます。よろしく願いいたします。

「社会への扉」はページ数が限られており、事例が求められていましたので、この教材はそのような点では、大変良いと思います。

特に、事例となりますと、通常は起承転結的な形で、その事例の解決までいってしまうことが多いのですが、この教材は冒頭で利用するので、どのように先生が授業の中で結びつけていくのかという意味では非常に幅広い学習の仕方が可能になると思っております。

今回の教材から膨らませた学習ができるような工夫を、次年度以降に開発する教材につなげて考えていただけるとよろしいかと思いました。

そうすると、適切な項目の頭出しが必要になると思しますので、インデックス機能が重要になると思います。

高校生の場合ですと、「社会への扉」を使っていることを前提とすると、この教材の事例とつながると思います。

一方、社会人の方向けに、短い時間で幾つかのスライドを活用するのならば、契約やお金の部分だけではなく、その都度、シャッフル的にいろいろと活用できると楽しいと思しますので、検索機能やインデックスのつけ方を工夫すると、この教材の利用価値が広がると思います。

端的に一事例、一事例が示されていますが、その中のキーワードがトラブルの根幹になりますので、そういったキーワード機能の活用ができればいいかなと思いました。

それから、事例の17ページ辺りから28ページまで（濃いピンク帯のところ）、ですけれども、イラストが全部女性になっています。確かに、このような事例は圧倒的に女性に多い相

談事例・被害になっています。オーディションなどで、『AV出演強要』という問題もありました。

一方で、定期購入につきましては、10代から20代前半の若い男性でも相談が増えています。筋肉増強サプリ、脱毛関係、エステなどについても男性の相談が増えてきています。また、オーディション関係のトラブルでも、例えば、声優やミュージック関係についてなど、実際に男性から相談を受けたことがございますので、イラストについて、女性だけではなく、男性も出してみるということを考えていただければと思います。

以上です。

○坂本座長 大変大事な点を御指摘いただきました。ありがとうございます。

藤川委員、いかがですか。

○藤川委員 拝見させていただきまして、非常にいろんなポイントが網羅されていてすばらしいなと思っていたところです。

先生方が、この教材を使われて指導され、生徒たちの間で様々な議論があつて、自分ごととして考えてもらおうと、非常に効果的であると改めて思いました。

一方で、生徒たちに考えてもらうときに、考える方向性やここで示している課題がどういったものなのかということ、ある程度示さざるを得ないようなポイントもあるのではと改めて思いました。

例えば、11枚目のスライド、ここで示されている事例として、「投げ銭が1回1万円だった」ということ、「合計で50万円が請求された」、「お父さんが非常に怒っている」という状況のわけですけれども、その後、ノート部分に記載されているように、保護者名義のクレジットカードに対して高額な請求がくるというトラブルという形で説明されています。ここで生徒たちに考えてもらうときに、「1回1万円がいけないのか」、「合計50万円がいけないのか」、「そもそも保護者の名義のクレジットカードを使ったことがいけないのか」、恐らく最後のものがいけないのだと、私は思うのですが、そこら辺のところの議論がミスリードしないように、例えば、「1回1,000円だったらよかったのだろう」という話にならないような方向づけというのは必要なのかなと改めて思いました。

一方で、それに少し関連するところですが、55ページ以降、製品のトラブルのところ記載されているのですが、ここに書かれている内容が、必ずしもネットだけに限定されることかということ、そうではないので、議論がブレないような内容にしないといけないのではと思いました。

さらに、83ページのリボ払いの事例に関しても、意図せずにリボ払いになっており、トラブルにつながっていくわけなのですが、ここでは、自分自身がきちんと注意・確認を行わなければならないということが重要かと思えます。

翌ページ(84ページ)では、クレジットカードが悪用されるトラブルという形で締められています。ここに記載されている、スキミングやフィッシングにつながる場合もあります。リボ払いとは、ちょっと話が違うので、そこのところを授業の中で、うまく先生方に御

指導いただけたらと思えました。

そのような流れで、ネットとトラブル、その関連性について生徒たちが考えられるようにできるといいと思ったところです。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

貴重な御指摘をいただきました。どのような流れで活用するのか、もう少し見直す必要があるなど改めて感じました。

授業時間も限られていますが、全体の流れですとか、いただきましたご意見を踏まえまして、この「パワーポイント教材」で、ある程度、問題解決するような内容に修正していきたいと思えます。

目次の見出しのところにキーワードを記入し、それぞれの事例のまとめのようなスライドが単元の最後に必要ではないかと思えました。

ほかに、ございませんでしょうか。もしこのほかにお気づきの点がございましたら、3月24日（水曜日）までに事務局にお伝え下さい。

委員の皆様方からいただきました御意見などを踏まえまして、「パワーポイント教材」を修正してまいります。内容につきましては、私（座長）に一任していただけますでしょうか、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて「資料2」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（名蔵） それでは、「令和2年度 パワーポイント教材の活用について（案）」を御覧ください。

先ほど御覧いただいた、本年度作成する「パワーポイント教材（案）」については、若年者を中心とする消費者が、デジタル社会における消費者トラブルから自身を守るために必要な知識を身につけることを目的として、高校生の授業その他消費者教育の実践に役立つ教材として活用していただけるように取り組んで参ります。

そのための活用場として、1. に活用方法の（案）を記載しております。

白丸の、

- 高等学校の家庭科等の授業における、補助教材としての活用。
- 大学生や社会人等の若年者を対象とした活用。
- 幅広い世代の消費者による利用促進。

と、大きく3つの場で活用していただく事を想定しております。

それぞれの場での活用イメージとしまして、例えば、高校では、

- ・令和4年度全面実施の高等学校家庭科学習指導要領と対応させており、単元ごとの導入部分で事例を示すことで、学習に対する興味や理解度を高める。
- ・解決策を掲載しない事例を示すことにより、トラブルの回避・解決方法を調べたり考えたりする授業活動を通じた思考力・判断力の育成を目指す。

- ・「自分は大丈夫だから」と他人事にならないよう、事例を示して身近なところに危険が潜んでいることを伝え、問題意識を持たせる。
- ・消費者庁で作成した「社会への扉」と関連させ、デジタル取引における典型事例集として活用する。

など。

大学や社会人等の若年者では、令和4年度の成年年齢の引下げに伴い、社会に出て間もない18歳～19歳の消費者トラブルの増加が懸念されることから、

- ・大学の講義の中で資料として利用。
- ・オリエンテーションや企業研修の場などでの講義資料として利用。

など。

その他、幅広い世代の消費者には、

- ・消費生活相談員や出前授業の講師が行う研修等の消費者教育の場における講義資料として利用。
- ・生徒のみに限らず、教員向けの研修、セミナー（オンラインセミナーも含む）で資料として利用。
- ・中・高校性向けの出前講座で講義資料として利用。

（徳島県においては、消費者庁新未来創造戦略本部として「とくしま消費者教育人材バンク」に登録しているため、機会があれば活用できると考えております。）

- ・教材に音声吹き込んだ動画を作成し、オンラインセミナー等の講義資料として利用。
- などを考えております。

委員の皆様には、以上の活用方法における課題は何か、ほかに活用できる場がないか、その他活用を促進するための課題は何かなどについて、御意見をいただきたいと思っております。

続いて、2.の「教材の周知・展開方法」についてですが、1.で述べた場で実際に使ってもらうには、どのような方法が有効かということで、高校、大学生や社会人等の若年者、その他、幅広い世代の消費者に対する主な方法として分類しました。

高校へは、

- ・徳島県の協力を得て県内の高等学校に紹介してもらう。
- ・都道府県の消費者行政部局に案内し、教育委員会などへ周知してもらう。
- ・「消費者教育ポータルサイト」にリンクを貼る。

（有識者会議の委員の所属する学校の授業で試験的に使ってもらい、内容の改善を図る。）

大学生や社会人等の若年者へは、

- ・徳島県の協力を得て県内の大学や消費者団体等に紹介してもらう。
- ・県外の大学や消費者団体等に活用方法を示した資料とともに送付する。
- ・都道府県の消費者行政部局に案内し、消費者教育の啓発活動の場などへ周知してもらう。

幅広い世代の消費者へは、

- ・消費者庁ホームページへの掲載、公式SNS、Twitter、Facebookなどで周知。

- ・教材内容を簡潔に記載したチラシ等を作成し、企業や関係機関等に紹介する。
- ・地方自治体等に紹介し、職員向けの研修やセミナーなどの資料として利用してもらう。
などを考えております。

以上の方法で問題はないか、ほかに周知・展開に有効な方法はあるか、そのほか利用拡大に向けてどのような方策を講じればよいかなどについて御意見をいただきたいと思います。

「資料2」の説明は、以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

それでは、「資料2」につきまして、委員の皆様へ御意見を伺いたいと思います。

1点目は、活用方法における課題や、このほかに活用できる場がないかなど、活用を促進するための課題。

2点目は、周知や利用拡大に向けて、どのような方策を講じればいいのかということ。

これらについて、自由に御意見をいただければと思います。

高等学校の先生方にお知らせしたいと思ったら、徳島県の研究会などで紹介させていただくという方法もあると思いますが、開催は年2回ぐらいですか。

○西村委員 年間1回で、1日です。

研修報告などもありますので、可能かと思います。

○坂本座長 徳島県の教育委員会を通じてお知らせいただくという方法もありますが、より中身を知っていただくためには、直接紹介できる場があればいいと思います。

徳島県に、全国の家庭科の先生が集まる機会（予定）があるので、そこに置いてもらえたら宣伝になるかもしれない。

ほかに、いい方法はありますか。やはり家庭科の先生に知っていただくというのがメインかなと思うのですが。

○野本委員 消費者庁などのホームページに掲載して、そこから見られるようにするのがよいと思います。

例えば、高等学校教育研究会のホームページには、いろいろな教材が掲載されていて、自分に該当する分野、教えたい分野について、教材を探したり、活用したりしています。

○坂本座長 ありがとうございます。

私も所属している学会のメンバーにお知らせするという事はできるので、転送しやすいように、URLを掲載してほしいと思います。

委員の皆様も、御協力いただきたく存じます。

阿部委員、何かございませんか。

○阿部委員 徳島県内は、市町村に消費者センターがあり、相談員が配属されております。

相談員の懇談会が年に2回あるので、その機会にこの教材を紹介して使っていただくということもできます。また、登録制の消費者コーディネーターという、地域で消費生活の活動されている人たちもいらっしゃいます。

ですので、高齢者とか、地域で活動されている方に啓発に行ったときに、教材を使っても

らうこともお願いできると思います。

また、私どもが所属している「NPO法人の消費者協会」では、啓発活動を行う外部講師の登録制度がありまして、そこでも紹介することができるかなと思います。

○坂本座長 ありがとうございます。

稲倉委員、どうでしょう、大学の授業とかで使ったりできそうでしょうか。

○稲倉委員 まず、大学では、消費者教育や消費者政策に特化したコースは、ほぼ皆無だと思います。

そこで、「消費者教育」というくくりだと難しいのですが、最近少しずつ増えている「SDGs」に関連した講義の中で活用できるかもしれません。教員が講義資料を準備する際、ネットを検索すると思うのですが、そのときに、「消費者トラブル」以外にもキーワードとして「SDGs」や「使う責任、作る責任」等、それらがヒットするようにしたほうが、今回のデジタル教材資料をたくさんの人に見ていただけるのではないかと思います。

○坂本座長 ありがとうございます。

そうですね、ネット上で探していただけるように、工夫するというのはすごく大事ですね。

齋藤委員、いかがですか。

○齋藤委員 アイデアベースでのお話をさせていただくのですけれども、先生方が見たときに、どういったシーンで利用できるのかということイメージしていただきやすいように、授業で活用しているシーンの写真、または動画で、実際に授業を行った先生の御意見を視聴することができるか、そのようなものがあると、こういうふうに使えるのだなという認識が持たれていいのではないかと思います。

あとは、弊社（株式会社メルカリ）から何か周知に対して協力できないかなと考えておまして、弊社では、オンラインメディアとして運営していますので、そこで取り上げさせていただいて、こういった活動を一緒にしていますというような消費者教育の一環ということですか、あとはSDGs関係では、作る責任、使う責任ですとか、流通関係とかにも取り組んでいますので、何かそういったことを絡めて発信する方法があるのではと考えております。

弊社で何か実施する場合ということなのですが、出前授業など、そういったことは対応させていただいているのですが、その際は弊社のプログラムを基本的に使っておりますので、それに変わることは難しいのですが、「こういった教材があります」ということを、出前授業などの中で紹介をさせてもらうなど、少しメルカリの範囲ではないのですが、「こういったことに注意する必要がありますね」といった話を盛り込ませていただくとか、そういった活用や連携の方法はあるかと考えております。

私からは、以上となります。

○坂本座長 ありがとうございます。

ぜひ、いろいろな場面で御協力いただけると助かります。

坂倉委員、いかがですか。

○坂倉委員 2点コメントさせていただきますが、まず、1点目に、御協力できる周知ということであれば、私ども、ACAPのホームページ内で、従業員への消費者生活教育のページで御紹介させていただくことは可能です。また、会員企業600社に対して、毎月のメールニュースも配信していますので、こちらで紹介することも可能でございます。

ただ、企業向けにすぐ使えるかどうかという観点でいうと、基本的に内容自体は、これで転用できると思うのですが、もう少し工夫をしてからでないと、実際の展開は難しいかもしれませんが、御案内は協力させていただきたいと思います。

2点目は、このパワーポイントに音声を取りつけていただいて、You Tubeに限定公開し、動画として活用できるような形にさせていただくと手軽に利用でき、活用のシーンも広がると思いました。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

メールニュースとか、動画化をするということですね。

坪田委員、いかがですか。

○坪田委員 私ども全国消費生活相談員協会では、全国津々浦々で消費生活相談員が出前講座をしております。

いろいろな教材を研究・開発もしておりますので、これまで使っているものの中に組み入れていくことは、すぐにできると思っておりますし、実践していきたいと思っております。

これは、私どもの内部の問題になりますが、会員に呼びかけをしていきたいと思っております。

新しい教材ができると、どうやって周知を図ったらいいかということで、消費者関連団体が自らの団体の中で周知を行います。それで、でき上がったときに、最初は頑張って使うのですけれども、結局、そのままになるということがあります。

また、こういった教材は非常に新陳代謝が早いので、新しいものが出されると、そちらにいつてしまう傾向があります。そうすると、「せっかく作ったのにもったいない」よい教材がたくさんあることを、常に感じております。

これが使われるためにどうしたらいいのかというのは、もちろん使ってくださいと広く周知することが大切なのですが、使う側にとって使い勝手がいかにいいかということだと思っております。

使い勝手がいいというのは、毎年同じものでも駄目ですから新鮮味を入れるなど、いろいろな工夫があると思います。

その中で、いかに既存の教材とうまくマッチングした形で使えるかということが、1つポイントだと思っております。

「社会への扉」に関しましては、消費者庁のホームページにパワーポイント形式で掲載されていて、これを講座などで使っております。それぞれのパートの部分を、自分の教材や講座、授業に組み込んで使うことができ、低いハードルで使い勝手がよいということが重要に

なるかと思っております。

特に、図らずも新型コロナウイルス感染症の状況下において、ウェブ関係、オンライン授業が、かなり進んできています。そうしますと、これまで板書やレジュメに沿って話をしていたものが、パワーポイント素材を利用して、解説を行うという授業が増えています。タイムリーであるとの利点もある一方で、著作権などの問題もあると思います。教育目的という利用範囲に限っては、自由度の高い使い方をさせていただくのが一番いいかと思っております。

対象者ですけれども、自分の子供たちが成年年齢の引き下げになって、18歳で大人になってしまい、どういうことが待ち受けているのかとか、また一方で20歳以上でないとかだめだという規則もあります。その辺もよく分からない保護者の方もいらっしゃると思いますので、保護者の方も啓発対象とすればよいと思います。

それから、大学生の場合ですと、大学生協とか、そういった場所であれば利用できるのではないかと。

パワーポイント教材自体が非常にコンパクトにまとまっていますので、紙媒体や音声を入れた形で使うなり、柔軟な使い方をしていただくことができればよいと思いました。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。

藤川委員、何かございませんか。

○藤川委員 私からは1点だけ、先生方がいかに授業に活用するかというのは、1つポイントになろうかと思っていて、私どもLINEみらい財団で、プログラミング教育のための教材を制作しているのですが、現場の先生方に対して、いかに授業の風景をイメージしてもらうかということを工夫しました。

例えば、教材を使ったモデル授業を動画にして、生徒さんは、どんな反応を示すのかといったところを可能な限り示しながら、面白い授業ができるということをより具体的にイメージしてもらう工夫をしました。

今回に関しましても、教材をどのように使うのかというのが、1つポイントになろうかと思っておりますので、1つの手法としてそんなことも考えられるかなと思っていた次第です。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

実際にいろいろな教材を展開されている経験に基づいた御意見で、具体的にどう使うかというのが、イメージできるようにしなければいけないと改めて気づかされました。

本年度の成果物である、この「パワーポイント教材」は、授業の導入部分で利用させていただき、生徒の関心を引く手段として効果的であると考えております。また、高校生に限らず、できるだけたくさんの方々に使っていただければと思います。

では、次の議題である、「令和3年度 デジタル教材の開発について」に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（内藤課長） 東京から失礼いたします。

政策課長の内藤でございます。

私のほうから、「資料3」について御説明させていただきます。

来年度の教材の開発の進め方につきましては前回も御議論いただきました。

「参考資料1」にその概要を整理してございますけれども、前回いただいた御意見なども踏まえて「資料3」で整理しております、この内容について委員の皆様からの御意見をいただければと思っております。

1 ページ目、教材の具体的な内容についてです。

①の高校生向けですけれども、前回、ひととおり学べるような内容があったほうが良いという御意見をいただいております。

来年度については、1時間の授業や30分の研修の中で、説明が最後まできちんと順序立てて行える、最終的に理解が十分できるといったような意味での、使い勝手が良い教材にすることを目指したいと考えております。

その意味で、生徒さんの思考力、判断力、表現力を育成し、深い学びを実現できることに配慮した指導計画モデルを作成し、これに基づく教材を必要な分一括して開発することにしてはどうかと考えております。

動画、アプリあるいはワークシート等々をうまく組み合わせて、1時間分の授業としてひととおり最後まで行けるような形、先ほど藤川委員からもございましたけれども、授業のイメージがきちんと作れるようにしてはどうか。その際に、「社会への扉」の内容も盛り込むように、反映できるようにしてはどうかと考えてございます。

②の成年（大学生、社会人）ですけれども、こちらにつきましては、まず、実践的である必要があると前回御指摘いただきました。最近の消費者トラブルに対する具体的な事例を踏まえるべきということです。

それから、社会人の研修あるいは大学の授業は現状、大勢が集まってやるのはなかなか困難であり、e-ラーニングが使われているという話があったかと思えます。

そういう意味で、自学自習でやっていただくということで、トラブルに遭った際の対処法、解決策までを盛り込んだ形でのコンテンツを成年向けには開発してはどうかと考えております。

事例としては、中ポツで示した事例の中から、①の高校生向けと②の成年向けとで、ある程度整合性を取った形で考えていけばいいのではないかと考えております。

なお、前回、高校生向けに開発したものを一般消費者向けに活用すればいいのではないかと御意見をいただいております。

事務局のほうで検討させていただいたのですけれども、高校生の内容を決めてから社会人向けを作るとなると、時間的に厳しいとろがございます。

恐縮なのですが、来年度は、①の内容、②の内容を並行して開発作業を進めさせていただきます。

ければと考えております。

教材の種類としましては、パワポ以外にも動画、スマホアプリ、高校生の授業向け教材としてのスライド、指導の手引き等を準備しまして、うまくカスタマイズもできるようにという御指摘も踏まえ、今後、検討を進めていければと考えております。

2ページ目にお進みいただければと思います。

前回、実証事業の必要性についてはおおむね御了解いただいたと思っておりますけれども、実証事業の具体的な進め方を次のとおり想定しております。まず、①高校生ですけれども、開発する教材が適切なものになっているかを確認するために、徳島県内のテスト校において試験授業を実施できればと考えております。もしできるようであれば、有識者会議の委員の方々も含めて、授業を見学させていただき、テスト校の教諭の先生あるいは生徒さんにアンケートを取らせていただいて課題を抽出し、コンテンツを修正するという形にしたいと思っております。

実証事業は大人向けもやりたいと思っております。前回、坂倉委員から御指摘がございましたけれども、消費者教育をやっている企業は、ACAP様の会員企業でも1割ちょっとと、非常に少ないことが課題だと思っております。社会人向けの消費者教育の機会を広げるという観点からも、今回開発するデジタル教材が適切かどうかを確認するために、徳島県内にこだわらず、企業等において講義形式だけではなく、e-ラーニング形式も取捨選択しながら研修を実施できればと考えております。こちらも学習者へのアンケートを取って、適宜コンテンツを修正してはどうかと考えております。

最後に③でございます。高校生、それから、大人向けに作る教材をそのまま終わらせてしまうのは少しもったいないと思っております。広く消費者に対し、開発した動画などを活用して情報発信をする。こうしたことも実証事業の中に含まれないかということにして、例えば、県内のケーブルテレビへの配信、それから、公式サイトに張りつけておく、出前講座の活用も含めて検討をしていきたいと思っております。

こうした来年度の方針について、委員の皆様からの御意見を伺えればと考えております。

東京からは以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

それでは、只今の議題につきまして、委員の皆様から、御意見・御質問を伺いたしたいと思います。

その前に、確認させてください。実証授業のスケジュール的には10月、11月ぐらいに行うというイメージで大丈夫でしょうか。

○事務局（内藤課長） 令和3年度の前半にコンテンツを一式開発しまして、年度後半で実証事業をやればと考えております。

○坂本座長 前半というのは、9月末までということですか。

○事務局（内藤課長） はい。9月までには作成し、テスト校で試験授業をしていただく先生方に事前研修を受けていただく必要もあろうかと思っておりますので、そうした準備を踏まえ

て、10月以降に実際に授業をしていただくようなイメージでございます。

○坂本座長 成年向けについても、年度後半で実証ができればというイメージですね。

○事務局（内藤課長） そうですね、高校生向けは、今年度精力的に御議論いただきましたので、着手しやすいかと思えますけれども、社会人向けの議論は若干遅れております。その意味で、実際に社員研修を引き受けてくださる企業様を探しながら、10月以降、来年度後半から実施することを考えております。

○坂本座長 代表的な内容、または一部を取り出して実証授業をするのか、あるいは全部を使ってもらうのか、どのようなイメージでしょうか。

○事務局（内藤課長） 基本的には、指導計画モデルを踏まえて、ひととおり教材は作る感じになると思えますけれども、最終的には、テスト校の教諭の先生の御判断だと思います。事務局としましては、全部実証授業ができるように準備はさせていただきたいと思えます。

○坂本座長 ありがとうございます。

成年向けもたくさんテーマがございますが、こちらも一とおり、いろんなフィールドの方々に協力していただいて、実施してみようということでしょうか。

○事務局（内藤課長） はい。

資料3の1ページ目の真ん中辺りに具体的事例をつけてございますが、高校生の指導計画モデルを作る際に、例えば、デジプラですとか、マルチ商法、この辺りを動画で紹介する時間を高校の授業に盛り込むのは、事務局で検討した感じですとなかなか厳しいと思っております。社会人向けのコンテンツは、指導計画で漏れている内容を中心に用意していくことになろうかと思っております。

○坂本座長 ありがとうございます。

高校生向けでも、事例のイメージの1番目の契約の基礎知識とか、ネット通販での契約成立やCtoC取引、BtoC取引の違いなどは、1回の授業で2つ入れるみたいな形で、考えているところです。

なおかつ、これは若い社会人向けに用意したほうがいいという事例は、別途追加するというようなイメージですね。

○事務局（内藤課長） はい。

○坂本座長 委員の皆様からも、御質問・御意見をいただければと思います。

阿部委員、いかがですか。

○阿部委員 消費者一般の③番のところに、実証授業も関わってくるのではないかと考えていますが、新社会人の方たちに対して企業側も啓発を行っていますので、活用はできると思っております。

○坂本座長 ありがとうございます。

西村委員、いかがですか。

○西村委員 たくさんある事例の中から、生徒の様子を見ながら幾つか選んで、導入から最終的には展開まで、でき上がったものを実践するというイメージをし、どういうふうにし

て授業を作っていくのかなと考えておりました。

○坂本座長 導入からパッケージを作るので、パッケージに関しても御意見をいただきたいと思います。

○坂本座長 野本委員、いかがですか。

○野本委員 家庭基礎、家庭総合での消費者分野の授業内容とも沿った形で指導計画モデルを考えるとというような形ですね。教科書とノート、「社会への扉」と、それでいろいろな組み合わせをしていくようになると思うのです。

○坂本座長 既に、いろいろな教材がたくさんありますね。

○野本委員 そうですね。教科書中心でやっている学校もあると思いますので、あくまでモデルとして使ってみて、その事例の流れを実証してみるということですね。

○坂本座長 そうです。

○野本委員 あと、何時間ぐらい扱うかを考えて、それに合わせて作るということですね。

一般消費者に対しても、何時間ぐらいの教材を作成するのかというところから検討するのでしょうか。

○坂本座長 そうですね、家庭基礎の消費生活の時間、4、5時間分の授業に対して、全部制作すると想定しています。

家庭総合を担当している先生方は、もう少しプラスアルファの時間が別にあるかもしれないのですが。

○野本委員 極端な話なのですけれども、個々の授業に対して1回のパッケージが幾つかできてきたら、それを活用して教科書を置き替えるという形でしょうか。

○坂本座長 教科書の参考資料として、生徒に使わせながら授業を進めるといいのかなと、考えているところです。

稲倉委員、いかがですか。

○稲倉委員 実証事業について、3つ申し上げたいと思います。

まず1点目は、私が実証事業に御協力させていただく場合、どんなに頑張っても2コマぐらいしかできないと思います。2コマでカバーできる内容の取捨選択は慎重に考えなくてはならないと思います。

2点目なのですが、アンケートなどで受講者の理解を計測する、というのは賛成なのですが、アンケートをいつ実施するのかというのが結構重要だと思います。例えば、授業の直後5分後に試験をして効果が出ましたというのか、もしくは1か月後にきちんと記憶が定着しているのかどうかを調べるのか等、今から詰めておく必要があると思います。

3つ目は、テスト校でアンケートを取って効果を検証するだけではなく、もう一つ、何も授業をしない参照群というか、テストをしない群も必要だと思います。そうしないと、効果の検証はできないと思うので、効果検証の枠組みを詰めたほうがいいと思いました。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

効果検証のエビデンスをどう示すかというところは、しっかり検討しなければいけません。おっしゃるとおり、このデジタル教材を使っていない高校にも御協力していただいてアンケートを行い、比較することを検討する必要があります。

齋藤委員、いかがでしょうか。

○齋藤委員 高校生向けと社会人向け、こうして作業していくことに関して、特に異論はございません。

1点目、社会人、企業向けの教材を作る際なのですが、例えばなのですが、日本語のみの対応になるのか、英語にも対応するとか、そういった日本語以外の言語に対する配慮も必要になってくるのではないかと思います。

2点目ですけれども、テスト校での実施など、もし、機会があれば、ぜひ私も参加させていただければと考えておりますので、協力も含めて、今後、お話をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

多言語対応、一般の消費者向けだと必要になってくるということですね。

○坂本座長 坂倉委員、いかがですか。

○坂倉委員 今の御意見と重なりますけれども、やはり、私も高校生向けの実証授業は、ぜひ拝見させていただいて、今後の議論につなげさせていただければと期待をしております。

それから、先ほどお話があった社会人向け、特に企業の従業員向けのほうですが、この場合は、高校生と違って、企業側の担い手不足の問題や、また、企業側が必要性をどこまで認識しているのかが非常に重要です。時間もあまり取れないという事情もあるので、教材作成に並行して、企業に対して、どうしてこのような啓発が必要なのだという、説明資料の作成なども必要になってくると思っております。

社会人向けの実証事業は、幾つかのパターンが必要だと思うのです。中小企業と大規模な企業とか、あるいはオンライン、インターネットの研修だけではなくて対面の研修とか、いろんなパターンで、こちらも実証できればいいと思えました。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

特に企業に勤めている社会人の方に対しては、保護者の視点で学んでいただくというのも、もしかして必要なのではと思います。なかなか保護者にアクセスするルートがないので、そこを企業からアクセスするという方法もあるのではと思います。

坪田委員、いかがですか。

○坪田委員 まず、想定するデジタル教材の種類の中に、①、②、③とありますけれども、動画コンテンツといっても、これがどういった動画コンテンツか、そこをどの程度イメージされているかが分からないのですが、動画コンテンツの手法、実際の使い勝手が、若い世代にどのような評価を受けるかが鍵になると思っております。今後、既にやっつけらっしゃる

様々な研究や経験などをお聞きしながらやっていくのがよろしいと思っております。

あと、動画コンテンツとアプリとは連動している部分もあると思います、このデジタル教材の特性を生かすという点においては、どのように授業の流れの中で使っていかで、生徒さんの効果測定を行うとかなり結果が違ってくると思っております。

この教材は、下地的なものがあつた上で使つた場合と、とにかくこういったものがあるから使つてみたというだけでは効果が違つてくるので、その辺も含め、授業全体の流れでどう位置づけとして使われているかということも、かなり大切だと思います。

私もぜひ、この教材がどのように使われると非常に有効かということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

全国でいろんな動画教材が作られていて、私もいろいろ教材などを取り寄せて、大学の授業で使つたりするのですけれども、視聴者側が退屈しないように、動画の質をよくすることも重要であると改めて思いました。また、効果測定を行うのに、全体の流れや、学校として消費者教育にどう取り組んでいるのかとか、予備知識がどれくらいあるのかということも大事です。データをどう取るかというのは、改めて専門的に検討し直さなければいけないと思つているところです。

藤川委員、いかがですか。

○藤川委員 皆様方から御意見が出たとおりで、なかなか啓発のコンテンツは、効果検証という意味では、もちろん授業のクオリティー、その場の雰囲気みたいなこともあるとはいえ、やはりその後の行動変容とか、そこにどう向かい合つて実証していくのかというのが、なかなか難しさはあると思つます。

ただ、一方で、それができると、非常に興味深いデータにもなりつつ、継続的な授業に対して重要になってくるかと思つますので、ぜひ協力させていただきたいと思つます。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

本当に授業の直後によかつたというだけではなくて、結果として、行動変容につながるような教材になればと思つます。

ほかに何かございませんでしょうか。

たくさん御意見をいただいておりますので、こちらを踏まえて整理し、いい教材作りに向けて進めていければと思つます。

「資料3」について、もし、質疑等ありましたら、事務局までお知らせいただければと思つます。

本年度最後の会議となりますので、本日の議題、（令和2年度 パワーポイント教材について、令和3年度 デジタル教材について）を通しての感想や、今後への御要望などがあればお願いします。

藤川委員、お願いします。

○藤川委員 新型コロナウイルス感染症にも関連して、非常にネットの利用頻度が高くなる一方でトラブルも増えるといった傾向にありますので、このような消費者教育というのは、有意義で、かつ、今回は高校生向けということですが、若年者層もネットやデジタルに触れたりする機会が非常に増えていますので、必要なことだと、パワーポイントの資料を見て改めて思ったところです。

こちらのほうに参画させていただいて、非常にありがたいなと思っております。今後とも、引き続き、よろしくお願いいたします。

○坂本座長 ありがとうございます。

野本委員、いかがですか。

○野本委員 お世話になりました。様々な立場の方の御意見等をお聞きする機会ができて、私自身もすごく勉強になりました。新鮮な気持ちで毎回参加させていただいたのですが、学校現場で働いていますと、ほかの事務的な作業などに追われて、どうしても授業のことに十分な時間を割けないこともあるのですが、今回のことで、消費者分野の教育について改めて考える機会になりました。

授業、教科書、ノート中心の授業だとか、たまに動画を見せたりぐらいの授業では、十分に消費者分野の教育を手厚くできていなかったのが、お恥ずかしながら現状でもあります。

動画など、いろいろなコンテンツのものができて、幅広く活用することができれば、消費者教育のよい機会になるかと思います。また、よろしくお願いいたします。

○坂本座長 ありがとうございます。

西村委員、お願いします。

○西村委員 3回にわたり大変お世話になりました。私にとってはとても新鮮で、いつも緊張感を持って臨めたので、すごくいい刺激になりました。

家庭科の授業の中で、消費者問題を扱っているのですが、知識だけで終わらずに、それを実践できるような力を持った生徒を育てていきたいと思っています。

しかし、実際に実践できているかどうかは、卒業してからでない実感できる機会がないのですが、自分が十分に気をつけてなくて、消費者問題に遭ってしまったのか、それとも相手が悪質だったのでトラブルに陥ってしまったのか、自分自身でそういう見極めがつく生徒を育てられるように、この教材を活用していきたいと思っていますので、どうぞ、これからもよろしくお願いいたします。

○坂本座長 ありがとうございます。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員 どうもありがとうございました。

皆様のいろいろな御意見とか、新しいデジタル教材に取り組んでいる企業の方のお話を伺えまして、私も非常に勉強になりました。

消費者問題というのは、社会情勢、経済情勢を反映して日々変わっていくもので、とても

変化が速いものです。そういった点では、このデジタルに関する問題とかなり親和性があるものではないかと思っております。

新型コロナの状況下ということで、大変苦しい思いもしているわけですが、一方、デジタル化は一気に進みました。私どもも、今まで出前講座といえば人が講師として出向くということをやっておりましたが、この1年間、ほとんどそれができません。その代わりにいろいろなウェブ講座をやってきました。ウェブ講座のやり方も様々であって、ウェブ、デジタルであればいいというわけではなくて、どういった場合に、どういう手法がいいかということ、今後、見極めていかなければならないと思っております。

また、今後、デジタル教材を作っていくことが続くということですので、非常に期待を持って、また、関わらせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○坂本座長 ありがとうございます。

坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員 こういった検討会や有識者会議では、どちらかというと、総花的な方針を作るものが多いのですが、今回は、具体的な成果物を作ろうということで、非常に現場に近い議論ができて、私も有意義な時間を過ごすことができまして、大変ありがとうございました。来年度も楽しみにしております。

振り返りますと、今年度は、ウェブ上でしか皆さんとお会いできていなくて、一度も生でお会いしていないので、ぜひ来年度は、コロナが収まって、実証実験事業の場でも、皆様方にお会いできればなと思っております。

今年度はありがとうございました。

○坂本座長 齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 皆様、本年度はありがとうございました。

私ども(株式会社メルカリ)では、現在、金融教育に関するプログラムを、ここ数か月、特に力を入れて作っておりまして、ちょうど中学、高校でのテスト授業を行っております。来年度、そういった内容についても、フィードバックを学校側から得られましたら、ぜひ御紹介等をさせていただければと考えております。

また、来年度はGIGAスクールなどの関係で、学校での教え方ですとか、環境も大きく変わってくる時期かと思っておりますので、そういった状況も、我々から何か入手した情報を共有させていただくとか、皆様方から逆に情報を共有いただくとか、そういった点でもいろいろ活用できればいいと思っております。

また、来年度も引き続き、よろしく願いいたします。

○坂本座長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

稲倉委員、お願いします。

○稲倉委員 ありがとうございました。非常に貴重な経験ができました。

皆さんのお話を伺い、ゼミの学生に、このテーマ(デジタル社会における消費者に関する

トラブル)をたくさん勉強してもらって、彼ら自身で教材を作っていくような運用をしていただけたいなと思いました。

また、この有識者会議に参加していなかったら、教材、材料などがいろいろ準備されているということにもあまり気がつかなかったかもしれません。

言い換えると、資料があるのにもかかわらず、それらの存在を知らない人はたくさんいると思うので、例えば、ウェブサイトに掲載するときもポータルサイトを使いやすくする等、もっと利便性が高まっていけばいいのではないかと思います。

ありがとうございました。来年もよろしくお願いします。

○坂本座長 ありがとうございます。

消費者庁のポータルサイトも改定中だということを知りました。リニューアルサイトを楽しみにしています。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 本年度はありがとうございました。お世話になりました。

私もすごく勉強になりました。子どもはセンターの情報しか分からないもので、学校の先生方や大学の先生方、企業の方、その他の団体の方の話を聞くと、活かすところとはたくさんあると思いました。

また、様々な角度からいろんな意見を出して1つのものを作るというのは、すごくいいなと思いました。

若年者がこの教材を活用することにより、消費者力がついた状態で社会に出て、トラブルに遭わないような人たちがたくさん増えたいなと思いますし、また、そのための活動をずっと継続していきたいと思っておりますので、また、来年もよろしく願いいたします。

○坂本座長 ありがとうございました。

私もデジタル教材開発ということで、徳島県と一緒に小学生向けの教材や中学性向けの教材を作成し、今年度も特別支援学校向けの教材を作成しました。

デジタル教材とは一体何をやったらいいのかとか、限られた時間の中で、どれを扱うべきなのかなど、まだまだ考え中ですけれども、すごく大事なと改めて思いながら取り組んでまいりました。

それで、企業の第一線の方のお話も聞けて大変勉強になりましたし、また、高校の現場の先生の状況もいろいろお聞かせいただくことができ、求められている教材やこんなことを教えなければいけないということを改めて考えさせられました。

引き続き、来年度も教材を作ってまいりたいと思っておりますので御協力のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

事務局においては、本日、委員の皆様方からいただきました御意見を参考に、来年のデジタル教材の開発に向けた準備を進めて下さい。

それでは、事務局からお願いします。

○事務局（名蔵） 委員の皆様方、本日はお疲れ様でした。

令和2年度の「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」は今回で最後となりました。

慣れない会議の運営で御迷惑をおかけ致しましたが、皆様方の御協力のおかげで、無事終えることができましたこと、事務局よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

来年度の有識者会議の進め方等につきましては、決まりましたら改めて御連絡させていただきますので、また、引き続き、よろしくお願いいたします。

○坂本座長 以上で本日の有識者会議を閉会いたします。

最後となりましたが、皆様、お疲れ様でした。

本当にありがとうございました。

以上